

大野町物品売却実施要領

令和2年7月31日

不要になった物品（以下「物品」という。）をオープンカウンター方式により売却します。購入を希望する方は、次の事項をご承知のうえ、参加してください。

なお、オープンカウンター方式とは、見積りの相手方を特定せず、内容・数量等を公示し、参加を希望する方から広く見積書を募る方式です。

1 売却対象の物品

売却対象の物品は「物件一覧」に掲げるものとします。見積書の提出の際には、最低売却価格以上の金額を記載してください。なお、長時間使用した物品のため、劣化・退色・傷・錆等が見られる場合がありますので現物をよくご確認ください。

2 参加資格

参加資格者は、20歳以上の個人又は法人で直ちに代金を納めてその物品を引き取ることができる方とします。ただし、次に該当する方を除きます。

- (1) 破産者で復権を得ない方
- (2) 町税を滞納している方
- (3) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる方。又、法人等にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に認められる方

※転売を目的とする場合は、見積書提出の際に古物商許可証の写しを添付してください。

3 見積書の受付期間及び場所

本実施要領を十分お読みの上、受付期間内に見積書（別紙1）を封筒（別紙2参照）に入れ、提出してください。見積書を入れる封筒は市販の物でかまいませんが、表面に「令和2年8月27日見積書」「件名：物品売却」と記入し、さらに朱書きで「見積書在中」と書いてください。また、裏面には住所氏名をご記入のうえ、封筒の貼り合わせ部分に見積書に使用した印鑑を押印してください。

なお、事前に各物品の連絡先へお電話いただくことで受付期間中に限り、物品を確認することができます。

- (1) 受付期間：令和2年8月3日（月）～令和2年8月27日（木）

午前9時から午後5時まで(ただし、土日・祝日は除きます。)
なお、郵送の場合も締切日必着とします。

(2) 受付場所：大野町役場 総務部総務課 管財係(役場2階)

4 契約の相手方の決定について

開札は、令和2年8月28日(金)午前10時から、非公開で行います。ただし、物品ごとの入札件数及び落札金額については後日ホームページにて公表します。

有効な見積書を提出した者のうち、最低売却価格以上で最高価格の者をもって落札者として決定し、落札者には電話・文書等で通知します。なお、落札となる同価格の入札者が2名以上いるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定します。

5 売買代金について

落札者が見積書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を売買代金とし、落札者決定後、直ちに納付していただきます。

6 所有権の移転及び物品の引き渡し

(1) 売却物品の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとし、落札者は令和2年8月28日(金)から令和2年9月30日(水)までの午前9時から午後5時までに物品を搬出してください。(ただし、土日・祝日は除きます。)

(2) 引渡し方法は現状渡しとし、引渡し及び運搬にかかる一切の経費についても落札者が負担するものとします。また、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

(3) 落札者は、物品引渡しの際に受領証(別紙3)及び納税証明書を提出してください。

7 契約不適合責任

落札者は、引き渡された売却物品に、種類・品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができません。

8 結果の公開

見積り合わせの結果について、落札者名及び落札金額を公開することがあります。

9 その他の留意事項

- (1) 参加を希望される方は、本実施要領に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、大野町財務規則の定めるところにより処理します。
- (3) その他不明な点は担当までお問い合わせください。

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地
大野町役場 総務部総務課 管財係 電話：(0585) 34-1111
内線223, 227